

## 議第141号

呉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

呉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市営住宅条例の一部を改正する条例

呉市営住宅条例（平成9年呉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「第37条の規定による」の次に「報告の」を加え、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が前条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法（公営住宅以外の市営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて市長が定める方法）により算出した額とする。

第16条第2項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第32条第4項中「第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第30条第1項の規定により収入超過者に該当する場合において、第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときにおける当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第14条第2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、同項の期間について、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法（公営住宅以外の市営住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて市長が定める方法）により算出した額とする。

第34条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第37条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第32条第4項」を「第32条第5項」に改める。

第40条及び第41条中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第43条第3項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出する。